

令和 7 年度 出雲市生成 AI 導入運用業務仕様書

1 目的

全職員が安全かつ円滑に生成 AI を利用できるよう、情報漏えいの不安がない高度なセキュリティを確保し、デジタル技術の活用による行政運営の効率化を目的として、生成 AI の利用により事務処理負担の削減と生産性向上を図る。

2 サービス利用期間

契約締結日の翌日から令和 8 年（2026） 3 月 3 1 日まで

3 業務内容

（1）生成 AI サービスの提供

クラウドサービス（SaaS 型）による生成 AI サービスを提供すること。

（2）運用・保守サポート

一般職員からの使用方法に関する問い合わせに対し、電話及び電子メール等による対応を行うこと。

（3）導入研修（アーカイブ動画含む）

- ① 基本操作または生成 AI の利用を習得するための研修を 1 回以上実施すること。
- ② 研修の参加人数に制限を設けないこと（対面及びオンラインを問わない）。
- ③ 研修時の会場及び使用端末は出雲市が準備するものとする。
- ④ リモートによる研修も可能とする。
- ⑤ 研修内容は録画を行い、提供すること。

4 生成 AI サービスの仕様

（1）LGWAN-ASP 上で提供されるサービスであること。また、インターネットから利用することができること。インターネットからの利用時には IP アドレス制限が可能なこと。

（2）Windows10、Windows11 に対応すること。

（3）Microsoft Edge、Google Chrome で利用できるものであこと。

（3）原則 24 時間 365 日（計画停止及びメンテナンス、障害発生復旧時間を除く）利用できること。

（4）SSL 通信等による安全な接続を行うこと。

（5）アカウントの利用数は無制限とする。

（5）アカウントの同時接続数は 30 以上とする。

（6）利用する生成 AI モデルは、日本国内リージョンで、以下の要件を満たすこと。

- ① その時点において最新のアーキテクチャおよび学習データを用いた生成 AI モデ

- ル（大規模言語モデル）を可能な限り採用すること。
- ② 複数の異なる生成 AI モデル（大規模言語モデルを含む）を利用できるアーキテクチャを有すること。また、タスクの特性や要件に応じて最適な生成 AI モデル（大規模言語モデルを含む）を選択できること。
 - ③ 新たに、より高性能な生成 AI モデル（大規模言語モデルを含む）がローンチされた場合、速やかにその利用を検討し、必要に応じてシステムを更新すること。更新の際には、事前に性能評価や互換性検証を行うものとする。また、更新の際には最新モデルへの移行パスが明確に示されていること。
- (7) 管理者が画面から出雲市の環境で利用する生成 AI モデルを制限する設定ができること。
 - (8) 文字数が無制限に利用できる生成 AI モデルを搭載すること。利用文字数に制限がある生成 AI モデルも搭載する場合は、利用可能な文字数の上限設定ができること。
 - (9) 利用可能な生成 AI モデルで音声認識機能及び画像認識機能があること。
 - (10) 利用可能な生成 AI モデルで画像生成機能があること。
 - (11) Web 記事検索機能（インターネットから最新の情報を参照させつつ AI が回答できる機能）があること。
 - (12) 生成 AI に入力した情報が学習利用されないこと。
 - (13) 禁止ワードや機密情報の入力制限能を有し、入力のブロックができること。情報は、氏名や住所、電話番号などのカテゴリで設定できるとともに、禁止ワードを任意で設定ができること。
 - (14) Rag (Retrieval-Augmented Generation) により、データ（テキスト、Word、CSV、PDF、PowerPoint、Excel）を取り込み、その内容をもとにした生成を行うデータ連携機能があること。
 - (15) テンプレートを作成でき、他の利用者と共有できること。
 - (16) 自治体向けのプロンプトのテンプレート機能を有していること。
 - (17) ログイン時に、ユーザーアカウントとパスワードによるユーザー認証ができること。
 - (18) 管理者アカウントが、アカウントごとに利用状況を確認できる機能があり、CSV等でダウンロードできること。
 - (19) 利用者と管理者を分けて権限設定ができ、所属別などグループ分けが可能なこと。
 - (20) アカウントごとの操作履歴を確認できること。

5 セキュリティ対策

- (1) アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏えい、不正アクセス等を監視すること。
- (2) 情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに出雲市に連絡し、被害

拡大防止、原因特定等を行うこと。

(3) 本サービスの提供に従事する者（再委託先の者を含む）は、昨今の情報漏洩事案を鑑み、情報漏洩対策について十分に理解し、適切に実施できる者であること。

(4) 本サービスで使用するサーバ及びデータの保管場所は、日本国内に限ること。

6 請求及び支払い

利用料は、月額料金とし、毎月後払いする。

7 その他

(1) 本契約において知り得た出雲市に関する情報は、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(2) 個人情報の取扱いは、出雲市個人情報の保護に関する法律施行条例及び出雲市情報セキュリティポリシーに準拠すること。

(3) 出雲市からの問い合わせ等に対し誠実に対応するとともに、機能拡張等本ツール仕様に変更が生じた場合は、その都度出雲市へ情報提供すること。

(4) 本ツールに障害が生じた場合や脆弱性が発見された場合等のトラブル発生時は、出雲市に報告したうえで、速やかに対応すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項や本ツールの利用にあたり疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。